

長生村教育委員会告示第5号

長生村学校給食用物資納入業者登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長生村が発注する学校給食用物資（以下「給食用物資」という。）納入に関して、学校給食の安全安心な提供を行うため、給食用物資の品質及び安定的な供給を確保する必要があることから、長生村財務規則（昭和59年長生村規則第8号）その他に定めのある場合を除き、給食用物資の納入業者の登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「給食用物資」とは、長生村学校給食物資納入規格基準（以下「規格基準」という。）に定める内容を満たした物資をいう。

(登録の基準)

第3条 この要綱に基づき給食用物資の納入業者の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）及び登録を受けている者（以下「登録事業者」という。）は、次に掲げる基準を順守するものとする。

- (1) 学校給食の意義及び役割を理解するとともに、食品に関する法律及びその他の関連法令等を順守していること。
- (2) 衛生管理上必要な製造場所、保管場所、配送車両等の設備を適切に維持管理し、食の安全と厚生労働省が定める基準に基づく衛生管理が徹底されるとともに、従業員の保健衛生の管理監督が行われていること。
- (3) 長生村が求める学校給食の実施に必要な所要量を確実に供給でき、仕入れ又は製造加工能力等を有し、指定した期日及び時間に学校給食センター又は指定した場所に納入できる配送能力を有すること。また、不測の事態においても、誠実かつ迅速に対応できること。
- (4) 製造・加工・配送に携わる従業員全員の検体検査を1か月に1回以上しており、衛生検査等に係る報告を求めた場合は、遅滞なく提出できること。
- (5) 随時の立入検査等については、速やかに応じることができること。

(登録の申請)

第4条 登録の申請資格は、長生村入札参加資格を有する者又は千葉県内に本社若しくは本店等を有する法人若しくは主たる事業所を有する個人事業者（他の者に雇用されている者を除く。）で、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に定める事項に該当する者
 - (2) 納期限の到来した法人税（個人事業者にあつては、所得税）又は長生村税を完納していない者
 - (3) 業務の履行に当たって、法令の定めにより必要となる許可、免許又は登録を受けていない者
 - (4) 長生村暴力団排除条例（平成 24 年長生村条例第 4 号）第 9 条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者
- 2 申請者は、長生村学校給食用物資納入業者登録申請書（別記様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付し、村長が別に定める申請時期、方法等により申請するものとする。
- (1) 登記事項証明書又は身分証明書
 - (2) 法人税又は所得税の納税証明書
 - (3) 誓約書兼同意書（別記様式第 2 号）
 - (4) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 55 条第 1 項の規定に基づく許可を要する事業所については、食品営業許可証の写し及び当該所管保健所の食品衛生監視票又はこれに準ずるもの
 - (5) その他村長が必要と認めるもの
- 3 申請者のうち長生村入札参加資格者名簿に登録されている者は、前項第 1 号及び第 2 号の書類を省略することができる。
- （取扱物資）

第 5 条 登録の対象として取り扱う給食用物資は、別表に掲げる物資とする。

（登録名簿へ登録等）

第 6 条 村長は、第 4 条第 2 項の規定による登録の申請があつたときは、その内容を審査し、適格と認めた場合は、長生村学校給食用物資納入業者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登録するものとする。

- 2 登録申請の受付は、西暦の偶数年（以下「受付年」という。）とし、村長が別に定める。ただし、村長が必要であると認めたときは、随時に登録申請を受付することができる。
- 3 登録の有効期間は、受付年の 4 月 1 日から 2 年間とする。ただし、登録の有効期間の途中で登録名簿に登録された者の有効期間は、当該登録以後最初に到来する有効期間の満了日までとする。
- （登録の変更等）

第7条 登録事業者は、登録事項に変更が生じたとき又は登録に係る営業を廃止し、若しくは休止したときは、長生村学校給食用物資納入業者登録事項変更・追加・廃止届（別記様式第3号）に必要書類を添付し、速やかに村長に提出するものとする。

（登録の取消し）

第8条 村長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する登録の基準を順守することができない場合
 - (2) 第4条第1項に規定する登録申請資格を満たしていない場合
 - (3) 著しく品質の劣る食材を納入した場合又は第2条に規定する規格基準を順守することができない場合
 - (4) その他学校給食の運営に当たって、著しく適正を欠くと認められる場合
- （補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第5条関係）

米穀類	生鮮魚介類
パン類	食肉類
牛乳	卵
豆腐類	農産物加工品類
青果類	調味料類
きのこ・もやし類	デザート類
練製品・こんにゃく類	麺類
その他	